

国土利用計画 構成対比表

第4次北海道計画	第4次全国計画	第5次全国計画
<p>前文</p> <p>1 国土の利用に関する基本構想</p> <p>(1) 国土の状況</p> <p>(2) 国土利用の基本方針</p> <p>ア 国土利用の基本理念</p> <p>イ 国土利用をめぐる基本的条件 (ア) 人口減少・高齢化、経済のグローバル化の進展 (イ) 国土の安全性等に対する要請の高まり</p> <p>(ウ) 土地利用相互の関連性の深まりと多様な主体のかかわりの展開</p> <p>ウ 本計画における課題 (ア) 土地需要の量的調整 (イ) 国土利用の質的向上 (ウ) 国土利用の総合的なマネジメント (エ) 課題への対処</p> <p>(3) 地域類型別の国土利用の基本方向</p> <p>ア 都市 イ 農山漁村 ウ 自然維持地域</p> <p>(4) 利用区分別の国土利用の基本方向</p> <p>ア 農用地 イ 森林 ウ 原野 エ 水面・河川・水路 オ 道路 カ 住宅地 キ 工業用地 ク その他の宅地 ケ 公用・公共用施設用地 コ レクリエーション用地 サ 低未利用地等 シ 沿岸域</p> <p>2 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</p> <p>ア 計画の目標年次 イ 基礎的な前提 ウ 国土の利用区分 エ 国土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法 オ 目標年次における規模の目標</p> <p>(2) 地域別の概要</p> <p>ア 地域別の規模の目標 イ 地域の区分 ウ 目標年次、目標を定める方法 エ 目標年次における利用区分ごとの規模の目標の地域別概要 (ア) 農用地 (イ) 森林 (ウ) 原野 (エ) 水面・河川・水路 (オ) 道路 (カ) 宅地 (キ) その他</p> <p>3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>(1) 公共の福祉の優先</p> <p>(2) 国土利用計画法等の適切な運用</p>	<p>前文</p> <p>1. 国土の利用に関する基本構想</p> <p>(1) 国土利用の基本方針</p> <p>ア (国土利用の基本理念) イ (国土利用をめぐる基本的条件の変化) (ア) (人口減少・高齢化) (イ) (国土の安全性等に対する要請の高まり) (ウ) (土地利用相互の関連性の深まりと多様な主体のかかわりの増大)</p> <p>ウ (本計画における課題) (ア) (土地需要の量的調整) (イ) (国土利用の質的向上) (ウ) (国土利用の総合的なマネジメント) (エ) (課題への対処)</p> <p>エ (地方分権・国会等の移転)</p> <p>(2) 地域類型別の国土利用の基本方向</p> <p>ア 都市 イ 農山漁村 ウ 自然維持地域</p> <p>(3) 利用区分別の国土利用の基本方向</p> <p>ア (農用地) イ (森林) ウ (原野) エ (水面・河川・水路) オ (道路) カ (住宅地) キ (工業用地) ク (その他の宅地) ケ (公用・公共用施設の用地) コ (レクリエーション用地) サ (低未利用地等) シ (沿岸域)</p> <p>2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</p> <p>ア (計画の目標年次) イ (基礎的な前提) ウ (国土の利用区分) エ (国土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法) オ (目標年次における規模の目標) カ (数値の性格)</p> <p>(2) 地域別の概要</p> <p>ア (地域別の規模の目標) イ (地域の区分) ウ (目標年次、目標を定める方法) エ (目標年次における利用区分ごとの規模の目標の地域別概要) (ア) (農用地) (イ) (森林) (ウ) (原野) (エ) (水面・河川・水路) (オ) (道路) (カ) (宅地) (キ) (その他) (ク) (市街地の面積) (ケ) (利用区分別の規模の目標)</p> <p>3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>(1) 公共の福祉の優先</p> <p>(2) 国土利用計画法等の適切な運用</p>	<p>はじめに</p> <p>1. 国土の利用に関する基本構想</p> <p>(1) 国土利用の基本方針</p> <p>ア 国土利用をめぐる基本的条件の変化</p> <p>イ 本計画が取り組むべき課題 (ア) 人口減少による国土管理水準等の低下 (イ) 自然環境と美しい景観等の悪化 (ウ) 災害に対して脆弱な国土</p> <p>ウ 国土利用の基本方針 (ア) 適切な国土管理を実現する国土利用 (イ) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用 (ウ) 安全・安心を実現する国土利用 (エ) 複合的な施策の推進と国土の選択的な利用 (オ) 多様な主体による国土の国民的経営 エ 国土形成計画との連携 オ (地方分権・国会等の移転) カ (東日本大震災の被災地)</p> <p>(2) 地域類型別の国土利用の基本方向</p> <p>ア 都市 イ 農山漁村 ウ 自然維持地域</p> <p>(3) 利用区分別の国土利用の基本方向</p> <p>ア 農地 イ 森林 ウ 原野等 エ 水面・河川・水路 オ 道路 カ 住宅地 キ 工業用地 ク その他の宅地 ケ その他(公用・公共用施設の用地)</p> <p>コ その他(低・未利用地) サ その他(沿岸域)</p> <p>2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要</p> <p>(1) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標</p> <p>ア (計画の目標年次) イ (基礎的な前提) ウ (国土の利用区分) エ (国土の利用区分ごとの規模の目標を定める方法) オ (目標年次における規模の目標)</p> <p>(2) 地域別の概要</p> <p>ア (地域別の規模の目標) イ (地域の区分) ウ (目標年次、目標を定める方法) エ (目標年次における利用区分ごとの規模の目標の地域別概要) (ア) (農地) (イ) (森林) (ウ) (原野等) (エ) (水面・河川・水路) (オ) (道路) (カ) (宅地) (キ) (その他) (ク) (人口集中地区(市街地)の面積) (ケ) (利用区分別の規模の目標)</p> <p>3. 2. に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要</p> <p>(1) 土地利用関連法制等の適切な運用</p>

第4次北海道計画	第4次全国計画	第5次全国計画
<p>(3) 地域整備施策の推進</p> <p>(4) 国土の保全と安全性の確保</p> <p>ア 適正な土地利用への誘導及び国土保全施設の整備等</p> <p>イ 森林の管理水準の向上及び基礎条件の整備</p> <p>ウ 農用地管理のための基礎条件の整備</p> <p>エ 効果的な海岸保全施設の整備等</p> <p>オ 基幹交通等の代替性の確保等</p> <p>(5) 環境の保全と美しい国土の形成</p> <p>ア 環境負荷を低減する都市等の形成</p> <p>イ 3Rの推進と必要な用地の確保</p> <p>ウ 緑地帯の設置、適切な施設の誘導等</p> <p>エ 水環境への負荷の低減、健全な水環境の確保</p> <p>オ 優れた自然環境や自然景観の保全等</p> <p>カ 美しい山河、海岸の保全・再生</p> <p>キ 歴史的風土や文化財等の保護等</p> <p>ク 公共事業における環境保全への配慮等</p> <p>(6) 土地利用の転換の適正化</p> <p>ア 自然的・社会的条件を勘案した土地利用の転換</p> <p>イ 周辺の土地利用との調整による森林、原野の利用転換</p> <p>ウ 優良農用地の確保に配慮した農用地の利用転換</p> <p>エ 大規模な土地利用の転換に係る環境の保全等への配慮</p> <p>オ 農山漁村における農用地、宅地等相互の土地利用の調和等</p> <p>(7) 土地の有効利用の促進</p> <p>ア 農用地</p> <p>イ 森林</p> <p>ウ 水面・河川・水路</p> <p>エ 道路</p> <p>オ 住宅地</p> <p>カ 工業用地</p> <p>キ 耕作放棄地</p> <p>ク 河川、道路等と建物等との一体的・立体的整備等複合的な土地利用</p> <p>ケ 定期借地権制度の活用等土地所有者による有効な土地利用等の誘導</p> <p>(8) 多様な主体による国土の適切な管理の推進</p> <p>(9) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発</p> <p>(10) 北方領土対策の推進</p> <p>(11) 指標の活用</p>	<p>(3) 地域整備施策の推進</p> <p>(4) 国土の保全と安全性の確保</p> <p>ア (適正な国土利用への誘導及び国土保全施設の整備等)</p> <p>イ (森林の管理水準の向上及び基礎条件の整備)</p> <p>ウ (基幹的交通等の代替性の確保等)</p> <p>(5) 環境の保全と美しい国土の形成</p> <p>ア (環境負荷の小さな都市等の形成)</p> <p>イ (3Rの推進と必要な用地の確保)</p> <p>ウ (緑地帯の設置、適切な施設の誘導等)</p> <p>エ (水環境への負荷の低減、健全な水循環系の構築)</p> <p>オ (原生的な自然環境の保全、生物多様性の確保等)</p> <p>カ (美しい山河、海岸の保全・再生)</p> <p>キ (歴史的風土や文化財等の保護等)</p> <p>ク (公共事業における環境保全への配慮等)</p> <p>(6) 土地利用の転換の適正化</p> <p>ア (自然的・社会的条件を勘案した土地利用の転換)</p> <p>イ (周辺の土地利用との調整による森林、原野の利用転換)</p> <p>ウ (優良農用地の確保に配慮した農用地の利用転換)</p> <p>エ (大規模な土地利用の転換に係る環境の保全等への配慮)</p> <p>オ (農山漁村における農用地、宅地等相互の土地利用の調和等)</p> <p>(7) 土地の有効利用の促進</p> <p>ア (農用地)</p> <p>イ (森林)</p> <p>ウ (水面・河川・水路)</p> <p>エ (道路)</p> <p>オ (住宅地)</p> <p>カ (工業用地)</p> <p>キ (耕作放棄地)</p> <p>ク (河川、道路等と建物等との一体的・立体的整備等複合的な土地利用)</p> <p>ケ (定期借地権制度の活用等土地所有者による有効な土地利用等の誘導)</p> <p>(8) 国土の国民的経営の推進</p> <p>(9) 国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発</p> <p>(10) 指標の活用</p>	<p>(2) 国土の保全と安全性の確保</p> <p>ア (安全な国土利用への誘導及び国土保全施設の整備等)</p> <p>イ (適切な保育、間伐などの森林整備の推進等)</p> <p>ウ (基幹的交通等の多重性・代替性の確保等)</p> <p>エ (地下空間に対する河川等の氾濫防止対策等)</p> <p>(3) 持続可能な国土の管理</p> <p>ア (都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等)</p> <p>イ (農業の担い手の育成・確保、農地の集積・集約等)</p> <p>ウ (新たな木材製品の普及による木材需要の創出等)</p> <p>エ (健全な水循環の維持又は回復)</p> <p>オ (海岸の保全・再生)</p> <p>カ (美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出等)</p> <p>(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保</p> <p>ア (原生的な自然環境の保全等)</p> <p>イ (農地等における野生生物に配慮した土地利用の推進)</p> <p>ウ (生態系ネットワークの形成)</p> <p>エ (自然環境や生物多様性に関するモニタリングの実施等)</p> <p>オ (自然生態系を活用した防災・減災対策の推進)</p> <p>カ (観光をはじめとした地域産業の促進)</p> <p>キ (野生鳥獣による被害防止等)</p> <p>ク (環境負荷の小さい土地利用の推進)</p> <p>ケ (健全な水循環の構築)</p> <p>コ (3Rの推進と必要な用地の確保)</p> <p>(5) 土地の有効利用の促進</p> <p>ア (市街地)</p> <p>イ (道路)</p> <p>ウ (工業用地)</p> <p>エ (所有者の所在の把握が難しい土地に対する方策の検討)</p> <p>(6) 土地利用転換の適正化</p> <p>ア (自然的・社会的条件等を勘案した土地利用の転換)</p> <p>イ (大規模な土地利用の転換に係る環境の保全等への配慮)</p> <p>ウ (農地、宅地等相互の土地利用の調和等)</p> <p>(7) 国土に関する調査の推進</p> <p>(8) 計画の効果的な推進</p> <p>(9) 国土の国民的経営の推進</p> <p>おわりに</p>